○千葉市公民館設置管理条例

昭和 44 年 4 月 1 日
条例第 23 号

（趣旨）
第１条　この条例は、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第２４条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　本市は、公民館を設置する。
（名称及び位置）
第３条　公民館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
２　公民館の所管区域は、別に教育委員会規則で定める。
（指定管理者による管理）
第４条　公民館の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。
（業務の範囲）
第５条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
（１）公民館の事業の実施に関する業務
（２）次条第１項に規定する使用の許可及び第８条の規定による使用の制限等に関する業務
（３）公民館の維持管理に関する業務
（４）前３号に掲げるもののほか、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める業務
（使用の許可）
第６条　公民館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
２　指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めるときは、第１項の許可に条件を付することができる。
（使用の不許可）
第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしないものとする。
（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
（２）法第２３条に規定する禁じられた行為に該当すると認めるとき。
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるとき。
（４）前３号に掲げる場合のほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。
（使用の制限等）
第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、第６条第１項の許可を取り消し、又は公民館からの退去を命ずることができる。
（１）この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
（２）偽りその他不正の手段により第６条第１項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
（３）第６条第１項の許可に付した条件に違反したとき。
（４）前条第１号から第４号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
（５）公民館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
（６）前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。
（意見の聴取）
第９条　指定管理者は、必要があると認めるときは、第７条第３号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。
２　委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第７条第３号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。
（使用料）

第１０条　公民館の使用料は、無料とする。ただし、本市住民以外の者が使用する場合の使用料は、別表第２のとおりとする。

（休館日）

第１１条　公民館の休館日は、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までの日をいう。）とする。ただし、委員会が管理運営上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

２　指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館することができる。

（使用時間）

第１２条　公民館の使用時間（以下この条において「使用時間」という。）は、午前９時から午後９時までとする。

２　前条第１項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

３　指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

（職員）

第１３条　法第２７条第１項の規定により置かれる館長のほか、公民館に所要の職員を置く。

（指定管理者の指定の手続等）

第１４条　委員会は、公民館の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

２　委員会は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

３　前２項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（管理の基準）

第１５条　指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則又は教育委員会規則その他委員会の定めるところに従い、公民館の管理を行わなければならない。

（公民館運営審議会）

第１６条　法第２９条第１項の規定に基づき、別表第３に掲げる公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、それぞれの区に所在する公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する。

３　審議会は、１５人以内の委員をもって組織する。

４　法第３０条第１項の規定による委員の委嘱は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

（１）学校教育の関係者

（２）社会教育の関係者

（３）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（４）学識経験のある者

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（補則）

第１７条　この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和４４年４月１日から施行する。

２　千葉市地区公民館設置管理条例（昭和２９年千葉市条例第１７号）は、廃止する。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１０条を第１７条とし、第９条を第１６条とし、第８条を第１３条とし、同条の次に２条を加える改正規定（第１４条に係る部分に限る。）及び別表第１の改正規定は公布の日から、附則第３項を削る改正規定は平成２９年１０月１日から施

行する。

２　この条例の施行の日前に千葉市教育委員会がしたこの条例による改正前の第４条第１項の許可又は同条第２項の規定による許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同日においてこの条例による改正後の第４条に規定する指定管理者がした改正後の第６条第１項の許可とみなす。

別表第１

名称	位置
千葉市花園公民館	千葉市花見川区花園３丁目１２番８号
千葉市幕張公民館	千葉市花見川区幕張町４丁目６０２番地
千葉市犢橋公民館	千葉市花見川区犢橋町１６２番地１
千葉市黒砂公民館	千葉市稲毛区黒砂２丁目４番１８号
千葉市検見川公民館	千葉市花見川区検見川町３丁目３２２番地２５
千葉市松ケ丘公民館	千葉市中央区松ケ丘町２５７番地２
千葉市轟公民館	千葉市稲毛区轟町１丁目１２番３号
千葉市小中台公民館	千葉市稲毛区小仲台５丁目７番１号
千葉市更科公民館	千葉市若葉区更科町２２５４番地１
千葉市稲毛公民館	千葉市稲毛区稲毛１丁目１０番１７号
千葉市生浜公民館	千葉市中央区生実町６７番地１
千葉市誉田公民館	千葉市緑区誉田町１丁目７８９番地４９
千葉市新宿公民館	千葉市中央区新宿２丁目１６番１４号
千葉市椎名公民館	千葉市緑区富岡町２９０番地１
千葉市土気公民館	千葉市緑区土気町１６３１番地７
千葉市宮崎公民館	千葉市中央区宮崎２丁目５番２２号
千葉市葛城公民館	千葉市中央区葛城２丁目９番２号
千葉市千城台公民館	千葉市若葉区千城台西２丁目１番１号
千葉市末広公民館	千葉市中央区末広３丁目２番２号
千葉市白井公民館	千葉市若葉区野呂町６２２番地１０
千葉市椿森公民館	千葉市中央区椿森６丁目１番１１号
千葉市川戸公民館	千葉市中央区川戸町４０３番地１
千葉市花見川公民館	千葉市花見川区柏井町１５９０番地８
千葉市加曽利公民館	千葉市若葉区加曽利町８９２番地６
千葉市星久喜公民館	千葉市中央区星久喜町６１５番地７
千葉市大宮公民館	千葉市若葉区大宮町３２２１番地２
千葉市千草台公民館	千葉市稲毛区天台３丁目１６番５号
千葉市さつきが丘公民館	千葉市花見川区さつきが丘１丁目３２番地４
千葉市こてはし台公民館	千葉市花見川区横戸町８６１番地４
千葉市草野公民館	千葉市稲毛区園生町３８４番地９３
千葉市幕張西公民館	千葉市美浜区幕張西２丁目６番２号
千葉市みつわ台公民館	千葉市若葉区みつわ台３丁目１２番１７号
千葉市長作公民館	千葉市花見川区長作町１７２２番地１
千葉市若松公民館	千葉市若葉区若松町２１１７番地２
千葉市磯辺公民館	千葉市美浜区磯辺１丁目４８番１号
千葉市山王公民館	千葉市稲毛区六方町５５番地２９
千葉市都賀公民館	千葉市稲毛区作草部２丁目８番５３号
千葉市緑が丘公民館	千葉市稲毛区宮野木町１８０７番地３
千葉市稲浜公民館	千葉市美浜区稲毛海岸３丁目４番１号

千葉市幸町公民館	千葉市美浜区幸町２丁目１２番１４号
千葉市朝日ケ丘公民館	千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目１番３０号
千葉市高浜公民館	千葉市美浜区高浜１丁目８番３号
千葉市越智公民館	千葉市緑区越智町８２２番地７
千葉市幕張本郷公民館	千葉市花見川区幕張本郷２丁目１９番３３号
千葉市桜木公民館	千葉市若葉区桜木３丁目１７番２９号
千葉市打瀬公民館	千葉市美浜区打瀬２丁目１３番地
千葉市おゆみ野公民館	千葉市緑区おゆみ野中央２丁目７番地６

別表第２

午前９時～１２時	午後１時～５時	午後５時３０分～９時
７６０円	７６０円	１，１００円

別表第３

区名	名称
中央区	千葉市松ケ丘公民館
花見川区	千葉市幕張公民館
稲毛区	千葉市小中台公民館
若葉区	千葉市千城台公民館
緑区	千葉市誉田公民館
美浜区	千葉市稲浜公民館